

法の世界だけに閉じこもりず、  
新しい装いの法学を、目指す。  
それは、法と時代と、人間を  
結びつけることだ

一つの国の出来事が、世界を揺るがす動きにつながるような大きく激しいうねりを見せる時代のなかにあつて、法学だけが法律という厳重な壁のなかで守られるわけではない。堤和通先生は、法学を時代とそこに生きる人々の考え方から見つめる。それは、堤先生にとって法学の「装いを新たにすること」だ。

従来の法学のイメージを変える、人間的な深みのある世界に堤先生のオリジナリティあふれる言葉が出合わせてくれる。

社会の変化に、法学は  
いかに対応していくか

堤先生のお話は、「法律」ではなく

時代状況から始まった。しかし、その2つを結ぶことこそ、先生の研究の真髄なのだ。

「総合政策学部が創設された1993年は、国際的には東西冷戦が終わり、国内的にはバブル経済が終わったすぐ後でした。その後、国内では95年に阪神淡路大震災や地下鉄サリン事件が、アメリカでは01年に9・11事件が起き、今も08年のリーマンショックの影響は続いています」

総合政策学部創設後をみても、世界はまさに激動の時代にあつたが、法制度はそうした動きと無縁ではない、と堤先生は語る。

「東西冷戦の終焉と民族紛争はテロのあり方を変え、バブルの処理でみられた不祥事は日本の金融規制を変え、失われた10年（バブル終焉に始まる不況期）への評価は商法に代わる会社法制定につながりました。また、社会の安全への関心は防犯カメラの設置や防犯ボランティアの増加を生んでいます」

変化の激しいこの時代に、世界が向かう方向は未知数だ。しかし、そ

れが法律からみえてくるといえば、皆さんはどう思うだろうか。「ここ10年間の法制度改革だけをみても、その評価や位置づけが日本を方向づけ、世界に影響を与えることは間違いありません。加えて、変容を続ける社会で、現在の法制度の見直しも予想されます。例えば、グローバル化、ボーダーレス化が進むなか、文化や法体系を異にする国や地域が協力するために、法制度の面から手当てできることも考えねばなりません」

総合政策学部は（複数の学問分野にまたがる）学際的な研究が一つの特徴だが、法学を、そうした研究の

一分野と捉えるのも堤先生ならではの発想である。その手法こそが「法学は今、装いを新たにすることが求められている」と言われる堤先生の研究には欠かせない。

今ある制度を前提に精緻なルール体系を導き出す「日本の正統な法学」。それに対し堤先生は、自身を法学研究の道に導いた初代学部長の渥美東洋先生の言を引用しつつ、学際的な法学研究による「新たな法学の装い」について語る。

「現行の法制度はこれからの社会に適合しているのか、適合するにはどうすべきか。これらをめぐる考察が



**堤 和通 (つつみ かずみち)**

福岡県生まれ。中央大学法学部法律学科卒業。最終学歴は中央大学大学院法学研究科刑事法専攻博士後期課程。中央大学総合政策学部助教授を経て現在に至る。専門分野は犯罪統御、犯罪法。「アメリカ合衆国の経済刑法—経済刑法の刑罰—」など、論文・著書は多数。

法学に求められると私は考えます。渥美東洋先生は『足に合わせて靴を選ぶように、社会のありように合わせて法を考える』と説かれました。今の法制度は、18世紀後半に登場した思想や哲学を母体としますが、19世紀末には、古典近代の社会から

の変容が論じられ、現在に至るまで、都市化、大衆化、国際化、情報化、液状化など、社会構造の変化を語った用語が多数登場しています。こうした変化に法制度がどう応え、適合していくかを考えるには、法体系ごとに閉じた思考ではなく、

**「法の原理」とは、いま社会が何を考えているかを考えること**

社会の変化を捉え、人間のあり様を描く社会科学と人文学に教えを請う必要があります。様々な学問の知見を学び、法の解釈と立法を考えるのが、装いを新たにした法学です」

堤先生によれば、社会科学や人文

学など他分野と連動した法学は既に存在している。例えば米国では「法と経済学」、「法と文学」など様々な学際的な法研究がある。そうした研究はどのように進められるのか。堤先生の授業にある「法の原理」は、法分野のみを学ぶように思えるが、他分野とは連動するのだろうか。

「一言でいえば、法の機能と構造」を考える授業なので、ある意味では法分野のみを学ぶように思えるかもしれませんが、しかし法にはそれぞれの社会や、広く人類社会が育んできた「価値」が沈殿しているのです。

その価値をすくい出し現代社会に還元することが法の重要な機能といえます。近代法では自由、正義、平等などが、その価値として挙げられます。例えば金融システムの設計について立法する際は、システムの目標達成のためのルールがそうした価値を損なわないか見極めます。また、裁判で種々の紛争を解決するときには、衝突する価値の間でバランスを図る



マレーシア・サバ州 コタキナバルの市場にて。文化人類学の宮本 勝先生代表の調査（原住民裁判所での紛争解決）で訪れた。

うとします。

以上が「法の機能」からの取り組みとすれば、もう一つの「法の構造」とは、そうした機能を法が果たすときに、法に関わる人々の間で共有されている考え方の枠組みをいいます。例えば『同様の事例は同様に処すべきである』とか『権力には濫用の危険がある』、『国家には地理的な境界がある』などの考え方は共有されているといえるでしょう」

「法の機能と構造」とは、社会で人々が同じように考えている価値を扱うことなのだ。そう考えると、法学が自分にグッと近づく感じがする。

「法体系内で論理を分析してルールを導き出す、という伝統的な法学では足りないのです。焦点は、法に沈殿している価値が何で、全体としてどうバランスがとられているかです。

システムの目標の達成などは、それぞれの地域固有の歴史や社会情勢を抜きに考えられません。真空の世界を想定したような抽象論では無理なのです。その意味で『現実の社会

に適合させる』という視点は法の考察に欠かせません」

人々の価値観が年々変化し、高校生とその親世代の考え方はもちろん大きく違う。しかし、その点にこそ学際的な学びが必要になると堤先生は提案する。

「新たな価値意識と、どう折り合いをつけるのか、あるいは取り込むのかも常に問われるのですが、新たな価値意識の分析や評価にこそ学際的なアプローチが欠かせないのは明らかですね。最近の例でいえば、刑事裁判への被害者参加や、市民が加わる裁判員制度の評価などが他分野を活かしたテーマに有効になるでしょう」

### 犯罪を起こさない仕組みを共に考えていく 「犯罪統御」とは

堤先生の授業に「犯罪統御」がある。聞いたことがない人が大半だろうが、もとは英語の表現で1990年代に登場した言葉だそうだ。

「犯罪が起きたときには、警察が捜査し、検察官が起訴し、法廷で公判が開かれ、裁判所が裁判を下し、刑が執行される、という順序はニュースなどでご存知でしょう。これを『刑事司法』といいます。簡単にいえば、

犯罪を刑罰で終了させる仕組みですね。従来の刑事法のなかでも、刑事司法制度の終着点である刑罰の考察はありました。『犯罪統御』の関心は、

現行の刑罰制度の理念や実際の動きを十分に踏まえたうえで、刑事司法の枠組みとなる基本的な概念を批判的に考察し、さらに刑事司法の枠組みから離れた犯罪への対処を考えることにあります」

それでは、刑事司法の基本的な概念を批判的に考察する、とは具体的にどうするのだろうか。

『犯罪のモデル論』という分野があるのですが、現行法制の視点では「犯罪は特定の日時・場所という点で完結する(主として)一人の人間の行為」が典型的なイメージなのです。しかし、これでは、企業などの組織や犯罪組織、さらには国外の犯罪組織や

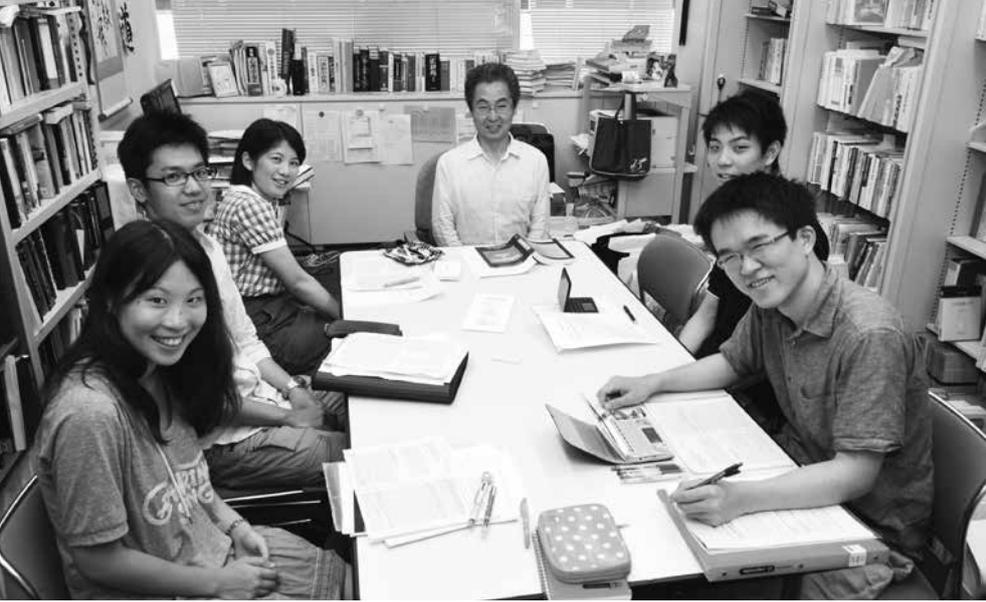


多くの文献にあたり、先生への質問を通して理解を深めていく。

国内の『暴力団と共生する』共生者と日本の暴力団の連携などを、その実態に合わせて捉えることは困難でしょう。また、DVは一つひとつの暴行を問題にするというよりも、加害者と被害者の関係に着目した暴力問題として扱うべきと考えます」

犯罪を一人の行為と捉える、などと聞くと確かに刑事司法と現実の開きを感じる。では、刑事司法の枠組みから離れた犯罪とは、何を意味するのだろうか。

『犯罪予防』という言葉があります。



法律の勉強をしながら論理的思考力を養う。よく頭を使った後で清々しい表情。

犯罪が起きたときの適切な事後対処が重要であるのは当然ですが、犯罪学は事後的な対処ではカバーできない多くの犯罪遠因があると考えます。それが犯罪の予防につながるのです。

例えば、経営陣が規律を欠き態勢整備を抑え込むような企業組織、教

育・雇用での差別、地縁の希薄化、

子どもが社会化していくうえで絆を結ぶ大人の不在、責任感を醸成し意義ある時間を過ごさせる家庭や職場

に居場所がなくなっている事情などが最近、問題になっています。どれも、刑事司法のみの考え方で処理で

きるものではなく、様々な機関の連携や民間とのパートナーシップ

を組み込んだプログラムが必要  
です」

社会的なひずみが人に犯罪を起こさせる。確かにニュースを聞いていただけでも、今の時代状況が反映されている。しかし先生は既に犯罪者となった人間にも目を向ける。

「そもそも犯罪を起こさない仕組みは、もちろん大切です。ただ、刑務所には何らかのハンディを抱えた受刑者、言い換えれば福祉機関や病院の手助けを必要とする者がいることや、少年院のなかには、虐待を受けたりDVを間近に見て育った者や、成績不良などで打ちひしが

れている多くの者がいることを想起する視点は、犯罪が起きる前に犯罪遠因を考えるのと同じ意味があり、再犯の予防につながります。

この両者の中間に、刑罰によらない事後対処策の模索があります。刑罰や少年院送致が、犯罪予防の唯一の策でしょうか。そうしたことも皆さんと一緒に考えていきたいと思えます」

確かに「犯罪予防」は、犯罪自体からは離れるが、犯罪をこれ以上増やさないための重要な要素だ。そして、それはまさに先生の言う「法律」と時代状況の考察から始まる。

### 高校生の皆さんへ

中央大学の先輩でもある堤先生に、高校生への皆さんへメッセージをもらった。

「大学に進むまで大いにガリ勉をしてください。大変古いCMのキャッチフレーズに『柔らか頭』というのがありました。私のゼミのモットーは『ガリ勉をして柔らか頭になろう』

です」

最後に堤先生は、恩師・渥美東洋先生との出会いを交え、次のように語った。

「大学3年の時に渥美先生に出会いました。先生の『刑事訴訟法』を受けたときの衝撃は忘れられません。総合政策学部は、学際的で複眼的な思考を通じて社会問題を解決するという理念で始まりました。渥美先生の教えを受けた者であれば、この構想が先生の不断の省察から生まれたことを理解するでしょう。日本の法実務をけん引され学会を代表する議論を進められた先生が、これからの日本と世界に必要な存在として創設に携われた学部なので、不肖の弟子として学部のメンバーでいることは大きな喜びです。

皆さんにも、将来を決める豊かな出会いがあることを望みます。これも古いことわざに『弟子の用意ができたときに師が現れる』があります。大学進学まで大いにガリ勉をし、進学後もガリ勉を続けてください」